

公聴会での公述内容に対する市の考え方（大和都市計画火葬場）

平成31年2月22日に御所市役所にて開催させていただきました公聴会での公述内容についての市の考え方は、次のとおりです。

（御所市）

	公述いただいたご意見（要旨）	市の考え方
公述人1	<p>建設予定地である僧堂に住む者です。火葬場やゴミ焼却場、し尿処理場といった施設が近隣に建設されるということは、一般的に歓迎される事ではなく、基本的に火葬場建設は「反対」と言わざるを得ません。</p> <p>ただ、現在までの市からの説明を聞く中で、現火葬場の老朽化の状況や修繕対応では立ち行かない点、新火葬場建設の必然性、当地区への火葬場建設の必然性等々を鑑み、当地区での建設は致し方ないことと考えています。火葬場建設に対し近隣住民として基本的には反対であるものの、御所市民の一人として協力せざるを得ない状況にあるかと思料するところです。</p> <p>ただ、協力はさせていただくものの、地元に対しての還元が必要だと考えます。ゴミ焼却場が建設された地区と同等の還元を希望しますが、それが無理であるなら、新火葬場の屋根にソーラーパネルを設置し、売電収益を地元への還元財源とし、同等の還元がなされるまでを設置期限と考えたいと思料します。</p> <p>今後の状況を見守る中で、さらに検討熟考を重ね、より良い方向を見出していきたいと考えます。</p>	<p>隣接地に、し尿処理場（アクアセンター）があることについては、これまでも様々なご意見をいただいております。一方、今回の計画にあたり、当該地区が様々な条件の中で最も適した場所であると考え、事業を進めて参りたいと考えております。アクアセンターとは、双方協力しながら、引き続き、近隣にお住まいの方々へご迷惑をおかけしないよう運営には細心の注意を払っていきたくと考えております。</p> <p>建設計画予定地の自治会（以下「当該自治会」とします。）からのご要望として挙げていただいた内容については、今回のご提案も含めて、具体的に当該自治会の方々と協議をさせていただきたいと考えております。</p>
公述人2	<p>し尿処理施設の異臭の原因が解決していないのに、第2嫌悪施設（不動産用語）を作るのか。原因がなければ異臭はしない。</p>	<p>し尿処理施設（アクアセンター）の異臭については周辺自治会の方より、お話をすでにご覧いただいております。施設管理者である葛城地区清掃事務組合が原因解明の調査を行っているとの話を伺っております。</p>

	公述いただいたご意見（要旨）	市の考え方
公述人 2	<p>平成30年11月24日の市長出席での事業説明会（当該自治会の方々に対して実施したもの）では、候補地選定条件について明確な答えになっていないと思う。説明資料では、「市内からの利用に支障がないか。」とあった。では、冬季は凍結や積雪がある地域である。御所市のハザードマップより土砂災害・揺れやすさマップ等より、大規模な災害時24号・30号・南奈良病院に続く幹線道路が遮断されるため、「市内からの利用に支障が無いか。」には疑問の残るところである。近い将来、高い確率で予想される大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が予想され、火葬場事態に問題はなくても交通手段がなければ機能を果たさない。災害時に活用できないと予想される場所で本当に良いのか。3路線以外に交通手段はあるのか。もしくは万全な対策案でもあるのか。</p>	<p>市内各所からの経路上に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を受けている箇所はありますが、当該計画予定地は、複数の経路からの利用が可能であるということが、適した場所の理由の一つであると考えています。万が一、大規模災害が発生した場合においても、国道24号線は第1次緊急輸送道路に指定されており、県や御所市の地域防災計画に基づき、関係機関との連携等により、緊急輸送体制を確保する路線として位置づけられており、県道30号線（山麓線）等の主要路線についても、早急に復旧を目指すものと考えます。また、水道管等の破損による道路の陥没等が想定されますが、国道24号線に関しては水道管等がある箇所は一般的な市道より少なく、被害を受けにくいと考えられます。凍結や積雪対策についても、主要路線の通行が困難な状況になる時間帯は夜から早朝にかけてが殆どで、火葬開始時刻までに解消されるケースが多いとお見受けします。大雪になった場合は、主要幹線道路は国土交通省や県、市道においては市で、融雪剤の散布等を実施し、交通支障を早期に解消していけるように措置して行きます。3路線以外の交通手段として、高規格幹線道路である京奈和自動車道があります。こちらも国道24号線と同様に第1次緊急輸送道路であり、御所ICから南進して五條北ICで降り、アクアセンター前交差点へ迂回する経路があります。</p>
公述人 2	<p>敷地の確保面積について、基本計画（案）の中のP4-12緑地・庭園等の面積が1400㎡と記載があるのに対し、（当該自治会の方々に対して実施した説明会での）説明資料では3400㎡となっています。計画（案）の1400㎡と2000㎡を足すと3400㎡になりますが、質問の回答としては、「建物の耐久年数が到来するまではこの地で利用したいと思っております。（以下省略）」とある。区民に対して建替えの計画などの説明は一切なかったですが、建替えとなると半永久的にある施設になりますので、質問の回答にはならないし、説明不足で到底認められるものではない。今回の火葬場の件で建替え案や、公園をアクアセンターの一部、火葬場は公害施設に該当しないなど書面で記載されている以上、公文書となり虚偽の記載に値する可能性がある。（市長の発言、管理者責任にも関わる。）</p>	<p>基本計画（案）第4章4-2中の、将来の建替え等の余裕分としての面積に関する記載は、火葬場整備にあたり、最低限必要な敷地面積を算出するためのものです。そのことから、以前の市からの当該自治会の方々への説明中においても、候補地選定の検討項目のひとつとして、最低限必要な敷地面積が合計「約6,700㎡」であるとして説明しております。</p> <p>当該建設計画予定地においては、火葬場の運営開始後、予期せぬ天災等によるやむを得ない復旧・建替えや、施設設備の増設（附帯施設等の増築、駐車場や緑地面積の拡大等）を行う場合が想定されます。また、建替えの検討を含めて今後の施設の在り方については、建物の耐用年数（50年程度）経過後の社会情勢を鑑みながら、節目を設けて、当該自治会の方々とは協議をさせていただきたいと考えております。</p>

	公述いただいたご意見（要旨）	市の考え方
公述人2	<p>候補地の選定内容にも疑問が残る。区民に配布された補足資料として（区民には基本計画（案）P5-9のように平面図もなく非常にわかりにくい資料であった。）、基本計画（案）P5-11と比較したとき、第1・2・3候補地では、一部急傾斜地の崩壊や土石流部分や砂防指定区域、学校が隣接、300m以内に民家があるなど、候補に入れた時点で無理であることがわかるのに、なぜ再候補地を選定しなかったのか。第4候補地（今回の計画地）では、敷地の整備が容易である。また国道24号線、県道30号線（山麓線）のいずれからも利用できる。災害時という理由で選定されていますが、300m以内にし尿処理施設とありますが、実際は公園です。大規模災害時には道路はすべて遮断されることは、ハザードマップでも確認できるのに災害時でも利用できると決定したのかわからない。大規模災害でも万全な交通網対策でもあるのか。第5・6候補地では、京奈和自動車道用地は、グラウンドまたは公園等に限られる、活断層がある、住宅地を通り300m以内に民家ありなど、候補に入れた時点で無理であることがわかるのに、なぜ再候補地を選定しなかったのか。活断層部分については、奈良市などのように第三者評価などをおこなったのか。</p> <p>なぜ第1段階で困難な場所を外して候補地の追加をしなかったのか。なぜ周りに頼り御所市独自で候補地を探さなかったのか。なぜ元アクアセンターやクリーンセンター候補地が入っていないのか。なぜ災害マップを考慮して全体計画が出来なかったのか。素人が災害マップを参考にしただけでも、市民運動場の南にある御所グラウンド（Googleマップより）を見つけることができたし、そこを候補地の検討に入れてほしい。（選定条件：基本計画（案）P5-7表5-2・P5-8表5-3表5-4・P5-9表5-5）今の技術があれば同じ場所で建替えは出来ると思う。建て直す間、近隣の市の火葬場を借りればいい。近くなら葛城市、ごみを引き受けているなら五條市。五條市も同じ場所で建て替えている。差額分を市が負担すれば一番安い。（土地収得費・造成費を削減できる。）</p>	<p>事業を実施するにあたり、用地提供のご協力をいただけることが重要であると考えており、公有地及び地権者の方、市議会議員からの情報提供、あるいは自治会長等と様々な方面から用地協力についての申し出があった場所を候補地の対象としました。</p> <p>ご指摘のとおり、各候補地に支障となる面はあります。しかし、現在の火葬場の老朽化が進んでいる中、耐震安全性の確保や市民サービスの維持の観点から、新火葬場整備が市としての喫緊の課題でありますので、この候補地の中で、当該地区が最も適した場所であると、判断させていただきました。</p> <p>候補地に挙げていただいている御所グラウンド（民間企業所有）は、火葬場を建設した場合の施設内排水の放流先が遠い等の理由から、火葬場建設には適していないものと考えます。また、施設設備が不足している現在の場所での建替えについては困難でありますので、様々なご意見をいただいておりますが、当該地区での計画を進めて参りたいと考えております。</p>

	公述いただいたご意見（要旨）	市の考え方
公述人 2	<p>基本計画（案）がなければ、取得面積もわからないことを含めると、区民に対し虚偽の可能性がある。</p> <p>（当該自治会の方々への説明資料より）「建物の耐用年数が到来するまではこの地で利用したいと思っています。」と回答していますが、基本計画（案）では、建替え予定面積も含み、緑地・庭園になっています。建替え予定があることも区民には説明もなく質問の回答にはなっていないし、現段階の火葬炉の位置で300m以内に公園があり、仮に建替える場合、緑地・庭園部どこに火葬炉を配置しても300m以内に公園・民家が入ってきます。自分たちの都合の良いようにアクアセンターの一部と考えているみたいですが、公園とは、に照らし合わせるとゴロゴロ広場はれっきとした公園になります。区民の立場になって物事を将来を考えると、この位置には火葬場は来ないと思います。斎場については、「設置を検討しています。」とありますが、基本計画（案）の資料には、しっかり概算工事費まで出ています。</p>	<p>建設候補地の検討をするにあたり、計画標準（案）、法定規制、御所市墓地等の経営の許可等に関する規則（以下「規則」とします。）に定められている条件を抜き出し、条件項目といたしました。また、現在、計画基準（案）についての通達は廃止されており、都市計画運用指針が国土交通省より発出されていますが、現在、公園等からの離隔距離は明記されていません。しかし、様々な角度から候補地選定を行うため、計画標準（案）の内容についても参考としております。市としましては、建設予定箇所に、規則中の250m以内に該当するものがなく、設置には問題ないとの判断をいたしました。取得面積については、平成29年5月から僧堂区戸主会の場で随時ご説明させていただいております。また、平成30年5月26日において、斎場の設置も検討している趣旨を説明しております。これまでのご説明の中で至らない点多々あったかと存じますが、今後も引き続き、丁寧な説明を心掛けて参ります。</p>
公述人 2	<p>（当該自治会の方々への説明資料より）回答で「公害施設に該当しない」とありますが、大気汚染防止法の対象施設となっていないだけで、公害施設に該当しないは不適切な回答で、区民に対し虚偽の回答の可能性がある。現に基本計画（案）P9-11では、火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針、大気汚染防止法、火葬場の建設・維持管理マニュアル、火葬場の施設基準に関する研究を参考に設定とありますが、2014年の事例として、岡山市北区の火葬場建設問題「火葬と有害化学物質発生」があります。この調査報告の最後に、「国内外の調査によりこれらの事実が明らかになっているにも関わらず、厚生労働省（日本政府）は、法的規則及び法的手続の義務付けをしていない。」と記載されています。どの資料でも公害はあることを前提に研究報告しています。このことから大気汚染の防止の対象施設になっていないだけで、火葬場は公害が出る施設です。</p>	<p>「公害施設に該当しない」という、区民の皆さまに誤解を招く表現をしてしまい申し訳ございませんでした。ご意見のとおり、大気汚染防止法の規制対象施設ではありません。公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と環境基本法（第2条第3項 抜粋）には記載されております。このような記載でありますので、全ての事業活動と人の活動には少なからず公害リスクがあるものと考えられます。国の基準においては、火葬場施設は環境への影響が少ないという理由で大気汚染防止法の規制対象外としているのでありますが、当市においては、法律に定められてはおりませんが、大気汚染防止法やその他環境保全基準に則った、環境基準を設け、近隣住民の方々や火葬場職員への健康リスクを最小限に留めていけるような、管理運営と環境保全を行って参ります。</p>

	公述いただいたご意見（要旨）	市の考え方
公述人2	<p>環境対策について、区民に対し虚偽の回答の可能性がある。</p> <p>環境汚染対策について、基本計画（案）では1炉あたり1日1回の試算で環境基準をクリアしていますが、基本計画（案）P9-11で参考にされている日本環境斎苑協会の報告書では、「大災害時1炉最大5回転以上が好ましい。」と記載されているので、大規模災害時で最大1炉5回、2炉なら10回火葬したときの環境汚染対策でなければ、災害だから基準値を超えてもよいという理屈は通りません。新設なら尚更、大規模災害時のことも含めた環境対策ができるはずです。（アクアセンターと影響範囲が被る部分も考慮が必要）水質に関しては、「一般家庭と同じである」とありますが、火葬された灰には有害化学物質が混入されており、厳重に管理するべきもので、日常の灰の清掃・フィルターの交換・保守点検時など大量の灰に触れた人たちも手洗いをすることを考えると一般家庭の排水と同じに扱うのはおかしいと思う。あくまで公害が出る施設からの排水として水質検査をするべきだ。灰の取扱いにも明確にするべきだ。</p>	<p>基本計画（案）第9章中では、告別時や収骨時の重複を避ける受付体制より、同時時間帯で1炉稼働時を想定した環境影響予測・評価を実施しています。仮に、大規模災害時等において、予備炉スペース1炉分も含めて最大3炉稼働する場合、ピーク時であっても、排出ガス濃度、悪臭物質濃度及び臭気濃度は1炉稼働時の3倍未満と想定されますので、各環境保全目標値を下回ります。騒音、振動については、最大3炉同時稼働の場合でも大きな差は生じませんが、設計段階で十分な防音・防振設備の設置を検討します。</p> <p>その他の環境面の配慮としては、他市町村の状況を調査し、設計段階や供用開始後の施設運営の中で、灰の取り扱いの明確化や有害化学物質の排出抑制（測定、設備対策、運転対策による）を実施します。</p> <p>基本計画（案）では、人体火葬炉設置数を2炉とし、将来対応のための予備炉スペース1炉分を設けていますが、当初から3炉設置することにより、環境保全の観点からも、点検や設備改修に必要な期間を十分に確保できるよう努めます。</p>
	<p>「土壌汚染についても地面に染み込むことがない」とありますが、火葬炉及び排ガス処理装置の性能が高くても、有害物質、大気汚染物質の排出される可能性がある。また、遺体や副葬品の状態によっては、臭気や黒煙が出る可能性もある。と記載されている以上、天候や風向きによって汚染物質が土壌に蓄積される恐れがあるはず。上記作業員たちも作業した服装だけで外へ出るだけでも灰を飛散させる恐れもあるので土壌汚染管理もするべきだ。「煙や臭いが出ないよう万全の対策を行います。」とありますが、万全とは全く完全なこと、手落ちの無いことをいい、100%と言える根拠はなんですか。アクアセンターの時も同じことを言っていて16年位で異臭問題が出てきているのに。上記より、知らなかった、基準がないので問題視しないは論外だと思う。可能性のある限りそれに対応していくことが、市民の安全、安心、財産を守ることに繋がるので、市が誠意をもって取り組むべきである。</p>	

	公述いただいたご意見（要旨）	市の考え方
公述人2	<p>一市民として納得できない回答で市としての考えを聞きたい。市の急務の課題とありますが、そもそも前から分かっていた事なのに、市の急務の課題と言われて区民の反対意見を無視して通すのはおかしいと思う。計画の甘さの付けを区民に押し付けるような発言はやめてほしい。区民にとっては何十年、もしくは永年の問題である。こういう嫌悪施設は御所市民全体でカバーしていくもので、1地区だけで抱える問題ではないと考えています。すでにし尿処理施設があり16年程度で悪臭がするの。（市が当該自治会の方々に対して実施した）アンケートは「ご意見を確認するものです。」とありますが、確認ただけでアンケートがどこに活かされたか説明してほしい、形だけの気がする。公聴会での意見を計画が決まるまでホームページに開示してほしい。公聴会用の回答も出たら同じく開示してほしい。市民全体で考えるために。</p> <p>市として区民の理解を得られないまま公聴会になっている。この公聴会の回答でも納得できなければ、自治会関係なく反対する人を集め市民団体を作り御所市民全体に認識してもらえよう活動していきたい。市とも納得のいくまで協議したい。</p>	<p>事業計画を進めるにあたり、当該自治会の方々はもちろん、地権者の方々、近隣自治会、御所市民の方々に対して、今後引き続き、丁寧な説明と対応を心掛けて参ります。また、当該自治会の方々との協議の場を設けさせていただきたいと思っております。</p> <p>公述いただいた内容のご意見に対する市の考え方については、当市のホームページにて、当面の間公表をさせていただきます。</p>
公述人2	<p>公聴会までこれだけの納得いかない点があるのはおかしい、どれだけ区民との対話が少なか区民の立場になって考えていないかがよくわかる。区民との信頼関係が築けていない。</p> <p>国の補助金が出るからと言って、最後は市民の税金もかかるため、建替え・近隣の市の火葬場を借りる・JA所有のグラウンド・他の候補地等で試算しなおし、市民全員が納得できる火葬場にしてほしい。嫌悪施設を2つ受け入れるにあたり、地権者や自治会長だけで8割程度決めて言い訳がない。区民を安易に見過ぎである。アンケートの回答も区民の立場になって考えていないし、市の都合のよい説明にしかっていない。基本計画（案）も公聴会やパブリックコメントの意見も参考にする前に大規模災害を想定して計画しなければならないのに、一般的な案で市民の安全、安心、財産を考えているとは考えられない。危機管理がなっていない計画案だと思う。国・県・市等の規制、基準は一般的なもので、大規模災害を想定していない、建築基準以外、いわゆるグレーゾーンで色々な研究報告、事例等も考慮すべきで、知らない、規格基準値が無い、そこまで求められていないは、タダの言い訳に過ぎない。常に最悪の状況を考えて計画しないから税金の無駄遣い箱ものと言われる。民間では考えられない。大規模災害を考えると、今回の候補地での新設には土砂災害から幹線道路を、これこそ万全にすることが鉄則だ。これがクリアできない限り反対だ。後の祭りでは遅い。</p>	<p>この事業については、過疎対策事業債（御所市は平成29年度に過疎地域に指定）を活用し、財政負担を軽減し実施できるものです。御所市全体の喫緊の課題ではあるものの、過疎対策事業債を活用できるまでは、財政上、事業計画を進めることが困難な状況でした。そのような中、現在の市営墓地敷地内での建替え、近隣自治体との広域化運営の検討をしたものの、それぞれ困難であると判断の上、候補地検討を行った経緯があります。平成29年度から具体的に当該地区が最も適した場所であると判断させていただき、早期の完成を目指して事業を進めていこうと考えております。</p> <p>そこで、この度の公聴会、そして市民意見募集（パブリックコメント）や様々な場面でいただいたご意見を参考として参ります。</p> <p>重ね重ねお願いばかりとなりますが、御所市全体の喫緊の課題であります本事業についてご理解、ご協力の程よろしく願いいたします。</p>